

【個人向け】

令和8年熊本地震、令和8年8月以降の災害救助法適用災害 災害ボランティア活動交通費等助成事業実施要項

令和8年熊本地震の発生を受け、みえ災害ボランティア支援センターにおいては、県民のみなさまの災害ボランティア活動を支援するため、交通費等の助成を行っていましたが、その後発生した千葉豪雨等の災害救助法適用災害についてもご活用いただけるよう、要項を改訂しました。被災地での災害ボランティア活動をされる方はぜひご活用ください。

◆本助成は、多くの県民、団体等のみなさまからお寄せいただいた、みえ災害ボランティア支援センターボランティア活動支援金によって行われます。

- ・活動の実施を検討される場合は、被災地の負担にならないよう情報収集はホームページ等で行い、被災自治体等への電話やメール等でのお問い合わせはお控えください。
- ・活動を行う際には、被災地の各自治体等が実施している事前登録を行うなど、各自で調整をしてください。

1 助成対象者

三重県に在住、または在勤、在学の個人

※当該助成は団体・グループでの活動も対象としますが、エントリー及び申請は個人単位で行ってください。

※別途募集を予定している団体向け助成との重複申請はできません。

※他の助成制度との併用は認めますが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできません。

2 助成金額及び助成内容

1回の活動にかかる交通費等経費 別表1の通り

1人につき別表1の①～③あわせて3回を上限に助成します。

※原則として三重県内から出発し、帰着するまでの活動を1回とします。

※助成対象経費：公共交通機関運賃、自家用車の燃料代、高速道路利用料、レンタカー利用料、宿泊費、ボランティア保険料など活動に要した経費

3 助成要件

次の(1)～(6)のすべての要件を満たすこと

- (1) 現地災害ボランティアセンターまたは被災地で支援を行う NPO 団体等の活動証明を得られること

※参考様式がありますので各自で印刷をして、必ず現地に持参してください
(災害発生～募集開始までの活動で、活動証明を得ることが難しい場合は、事務局にご相談ください。)

※現地での活動が営利活動、政治活動、宗教活動と認められる場合や受益者負担を求める活動を行う場合及び業務で被災者支援活動を行う場合は対象としない

- (2) 現地での活動が実動1日以上であること
- (3) 自己責任・自己完結を徹底し、現地における活動調整、健康・安全管理は自らの責任で行うこと(食料・飲み水、宿泊場所や活動に必要な資機材等は、ご自身でご準備ください)
- (4) ボランティア活動保険(天災・地震補償プラン)に加入していること
- (5) 感染リスクを拡大しないよう適切な配慮をして活動を行うこと
- (6) 公序良俗に反する行為を行わないこと

4 活動対象期間

災害発生日から令和8年11月30日(月)まで

(現地での実動が上記範囲内であれば、出発・帰着日は問いません)

5 エントリー受付期間

令和8年8月18日(火)から令和8年11月17日(火)まで(先着順)

原則、活動前に、以下のフォームによりエントリーを行ってください。

(受付期間前の活動については、速やかにエントリーを行ってください)

エントリー用フォーム <https://logoform.jp/form/8vMX/1738459>



※受付期間内にエントリーがない場合は助成できません。

※エントリーは先着順に受け付けます。期間内であっても、助成総額に達した場合などは募集を終了させていただきますので、対象期間内に複数回活動を予定している場合は、まとめてエントリーをお願いします。

※現地の状況によっては、募集を終了させていただくことがあります。

6 助成金交付申請

- (1) エントリーされたすべての活動が終了した後10日以内に、以下の5点の書類を事務局に郵送または持参により提出してください。期限を過ぎても書類の提出がない場合は、助成金を交付できない場合がありますので、必ず期限内にご提出ください。

①助成金交付申請書

②ご本人であること及び県内に在住、または在勤、在学していることがわかるもの(例：免許証や学生証、社員証のコピーなど)

③ボランティア活動証明書原本

- ・ 現地災害ボランティアセンターまたは被災地で支援を行うNPO 団体等が証明または発行したもの
- ・ 申請者の氏名、活動日が確認できること

※用紙は必ず各自で印刷をして、現地に持参してください

④活動の様子や現地で活動したことがわかる写真

※写真を撮るときには周囲の方々の了承を得るなどご配慮ください

⑤通帳の表紙とその裏面のコピー

※ネットバンキングの場合は通帳情報がわかる画面のコピー

【郵送・持参先】

〒514-0009

三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階 みえ県民交流センター内
みえ災害ボランティア支援センター事務局

(三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班)

*開設日時：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

- (2) ご提出いただいた書類を事務局で確認したのち、申請後 1 ヶ月以内をめぐりに申請者の指定する口座へ入金します。入金後はメールでお知らせします。

7 備 考

- (1) 必要書類の不備や虚偽の申告があった場合、助成できません。
- (2) ボランティア活動証明書については、発行元に確認の問い合わせをさせていただきますことがあります。
- (3) 交付申請時にご提出いただいた活動写真や活動レポートは、エントリーフォームで同意していただいた場合、本事業報告書等に使用させていただくことがあります。また、活動報告会等を開催する際は、ご案内いたしますので、ぜひご出席をお願いします。
- (4) 本助成に申し込んでいただいた際に、ご提供いただいた個人情報は、みえ災害ボランティア支援センター事務局にて適正に管理します。

8 お問い合わせ

みえ災害ボランティア支援センター

事務局：三重県ダイバーシティ社会推進課 NPO 班 電話 059-222-5981
(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

みえ市民活動ボランティアセンター 電話 059-222-5995
(平日 9 時から 20 時まで / 土日祝 9 時から 18 時まで)

〒514-0009

三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階 みえ県民交流センター内

e-mail : mvsc.jimukyoku2026@gmail.com

(参考)

【個人向け】令和8年熊本地震、令和8年8月以降の災害救助法適用災害
ボランティア活動交通費等助成事業 申請手続きの流れ

